

電気通信大学UEC学域奨学金規程

制定 令和2年1月15日規程第24号
最終改正 令和5年3月14日規程第114号

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学UEC学域奨学金（以下「奨学金」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 奨学金は、理工系分野に強い興味と探究心を持ち、学業成績が優秀で学修意欲にあふれる本学学生へ修学に必要な支援を行うことを目的とする。

(奨学生数及び支援の内容)

第3条 奨学生は、情報理工学域昼間コースの1年次から4年次の各年次において原則として男子5名、女子5名とする。

2 年額200,000円の奨学金を2期に分割のうえ支給する。

3 奨学生の期間は、1年間とする。

(申請資格)

第4条 奨学金を申請できる者は、情報理工学域昼間コースに在籍し、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 1年次生にあつては一般入学試験を受験し入学した者、2年次生にあつては1年次学業成績のGPAが2.5以上かつ修得単位数が31単位以上である者、3年次生にあつては2年次までの学業成績のGPAが2.5以上かつ修得単位数が62単位以上かつ2年次終了審査に合格している者、4年次生にあつては3年次までの学業成績のGPAが2.5以上かつ修得単位数が93単位以上かつ卒業研究着手審査に合格している者

(2) 1年次入学以降、前年度までの在学期間が最短であること

(3) 本学の教育活動及び広報活動等に自ら協力し、本学の発展に貢献する意欲のある者

2 前項第2号に規定する在学期間には、留学中の期間は含まないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、懲戒歴がある者は申請することができない。

(申請手続)

第5条 奨学金の申請を行う者は、本学の指定する期日までに別に定める電気通信大学UEC学域奨学金申請書を学長に提出しなければならない。

(奨学生の選考)

第6条 奨学生の選考は、学生支援センター運営会議の提案に基づき、役員会の議を経て学長が行う。

2 奨学生の選考基準は、別に定める。

(奨学生の活動)

第7条 奨学生は、奨学生として決定した以降の1年間（卒業した場合等を除く。）は修学の妨げとならない範囲において、本学の教育活動及び広報活動等に協力するものとする。

2 前項に規定する学生の活動に必要な旅費等の経費については、本学の定めるところにより支給する。

(奨学生の身分の取り消し)

第8条 次の各号の一に該当する場合は、奨学生としての身分を取り消すことがある。

- (1) 前条第1項の本学の教育活動及び広報活動等に協力できない場合
- (2) 休学（海外留学を事由とする場合を除く）する場合
- (3) その他奨学生としてふさわしくないと学長が認める場合

2 前項の場合において、第3条第2項の奨学金に未支給分があるときは、未支給分の支給は行わない。

(担当事務)

第9条 奨学金に関する事務は、学務部学生課が行う。

2 奨学生が協力する本学の教育活動及び広報活動等に関する事務は、それぞれ該当する担当課が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年1月15日から施行し、令和2年度の入学生から適用する。

附 則 (令和5年3月14日規程第114号)

この規程は、令和5年3月14日から施行する。